

山形県・山形市新スポーツ施設整備検討会議設置要綱

(設置)

第1条 山形県及び山形市は、「山形県・山形市 新スポーツ施設整備の共同での検討に係る基本的な考え方に関する合意書」に基づき、新たなスポーツ施設の整備について共同での検討を深めるため、山形県・山形市新スポーツ施設整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる両施設について、相乗効果の発揮を目指し、その効率的かつ効果的な整備について検討する。

- (1) 山形県による多機能性を有する屋内スケート施設
- (2) 山形市による体育館・武道館機能を有する地域住民のためのスポーツ施設

(委員及び会長)

第3条 検討会議は、有識者のうちから山形県知事及び山形市長がそれぞれ委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。
- 3 検討会議に会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(費用負担)

第5条 会議の開催に要する費用は、山形県が負担する。ただし、山形市長が委嘱した委員に係る報償費及び費用弁償は、山形市の負担とする。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、山形県みらい企画創造部企画調整課及び山形市文化スポーツ部スポーツ施設整備室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月17日から施行する。

山形県・山形市新スポーツ施設整備検討会議委員

(敬称略、五十音順)

所属	職名	氏名	備考
特定非営利法人 スペシャルオリンピックス日本・山形	理事	井 上 圭 子	知事委嘱
株式会社日本経済研究所 公共デザイン本部	副本部長 兼 インフラ部長	小 原 爽 子	同上
株式会社山形銀行 コンサルティング部地域産業創造室	調査役	加 藤 文 子	同上
山形県中学校体育連盟	会長	栗 田 和 真	市長委嘱
公益財団法人山形県スポーツ協会	理事長	菅 間 裕 晃	知事委嘱
公益財団法人山形市スポーツ協会	会長	逸 見 良 昭	市長委嘱
山形県高等学校体育連盟	会長	細 谷 尚 寿	知事委嘱
国立大学法人秋田大学 教育文化学部地域文化学科	准教授	益 満 環	同上
山形ママコミュニティ mama★jam	代表	山 川 唯 美	同上
国立大学法人山形大学 人文社会科学部	教授	山 田 浩 久	同上